

平成28年第1回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成28年3月3日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 片品村行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 片品村行政不服審査法関係手数料条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 片品村情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 片品村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 片品村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 片品村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第21	議案第18号	片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第19号	片品村消防団条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第20号	第4次片品村総合計画の策定について
日程第24	議案第21号	片品村過疎地域自立促進計画の策定について
日程第25	議案第22号	村道路線の廃止について
日程第26	議案第23号	指定管理者の指定について
日程第27	議案第24号	指定管理者の指定について
日程第28	議案第25号	指定管理者の指定について
日程第29	議案第26号	指定管理者の指定について
日程第30	議案第27号	指定管理者の指定について
日程第31	議案第28号	指定管理者の指定について
日程第32	報告第1号	専決処分の報告について
日程第33	報告第2号	専決処分の報告について
日程第34	報告第3号	専決処分の報告について
日程第35	同意第1号	片品村教育委員会委員の任命について
日程第36	議案第29号	平成27年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
日程第37	議案第30号	平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第38	議案第31号	平成27年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第39	議案第32号	平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第40	議案第33号	平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第41	議案第34号	平成27年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について
日程第42	議案第35号	平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第43	議案第36号	平成28年度片品村一般会計予算について
日程第44	議案第37号	平成28年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第45	議案第38号	平成28年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第46	議案第39号	平成28年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
日程第47	議案第40号	平成28年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第48	議案第41号	平成28年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第49	議案第42号	平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 片品村行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 片品村行政不服審査法関係手数料条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 片品村情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 片品村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 片品村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 7 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8 号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 10 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 11 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 12 号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 13 号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 14 号 片品村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 15 号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 16 号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 17 号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 18 号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 19 号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 20 号 第4次片品村総合計画の策定について

- 日程第24 議案第21号 片品村過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第25 議案第22号 村道路線の廃止について
- 日程第26 議案第23号 指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第24号 指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第25号 指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第26号 指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第27号 指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第28号 指定管理者の指定について
(日程第26から日程第31まで一括上程)
- 日程第32 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第33 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第34 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第35 同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第29号 平成27年度片品村一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第37 議案第30号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第38 議案第31号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第39 議案第32号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第40 議案第33号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第41 議案第34号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第42 議案第35号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
(日程第36から日程第42まで一括上程)
- 日程第43 議案第36号 平成28年度片品村一般会計予算について
- 日程第44 議案第37号 平成28年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第45 議案第38号 平成28年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第46 議案第39号 平成28年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 日程第47 議案第40号 平成28年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第48 議案第41号 平成28年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第49 議案第42号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
(日程第43から日程第49まで一括上程)

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 8 年 3 月 3 日			
出席議員 1 1 名		欠席議員 1 名	欠員 名
第 1 番	千 明 勉		(出 席)
第 2 番	後 藤 眞 平		(出 席)
第 3 番	萩 原 正 信		(出 席)
第 4 番	星 野 千 里		(出 席)
第 5 番	高 山 悦 夫		(出 席)
第 6 番	星 野 栄 二		(出 席)
第 7 番	梅 澤 志 洋		(欠 席)
第 8 番	星 野 精 一		(出 席)
第 9 番	千 明 道 太		(出 席)
第 1 0 番	星 野 逸 雄		(出 席)
第 1 1 番	今 井 功		(出 席)
第 1 2 番	入 澤 登 喜 夫		(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	千	明	金	造							
副	村	長	木	下	浩	美						
教	育	長	星	野	準	一						
総	務	課	長	大	竹	光	一					
住	民	課	長	金	子	賢	司					
保	健	福	祉	課	長	萩	原	明	富			
農	林	建	設	課	長	山	崎	康	広			
教	育	委	員	会	事	務	局	長	佐	藤	八	郎
給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	星	野	孝	俊	
会	計	管	理	者	千	明	建	太	郎			

事務局職員出席者

事	務	局	長	星	野	勝	彦
係	長	金	子	小	百	合	

議長（星野千里君） ただいまから、平成28年第1回片品村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

午前10時06分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野千里君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 千明道太君及び10番 星野逸雄君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（星野千里君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月11日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（星野千里君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託しました。

次に、去る3月1日に片品村教育委員会から教育委員会の点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付の報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 片品村行政不服審査会条例の制定について

議長（星野千里君） 日程第4、議案第1号 片品村行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第1号 片品村行政不服審査会条例の制定について提案の説明を申し上げます。

行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴い、審査請求に係る諮問に対する答申、調査及び審議等を行う機関として、片品村行政不服審査会を設置するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野千里君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 大竹光一君。

総務課長(大竹光一君) はい、総務課長。

(詳細説明)

議長(星野千里君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) これで討論を終わります。

これから、議案第1号 片品村行政不服審査会条例の制定について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 片品村行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり

可決されました。

日程第5 議案第2号 片品村行政不服審査法関係手数料条例の制定について

議長（星野千里君） 日程第5、議案第2号 片品村行政不服審査法関係手数料条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第2号 片品村行政不服審査法関係手数料条例の制定について提案の説明を申し上げます。

行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴い、関係書類等の交付に伴う手数料の規定を地方自治法第227条の規定に基づき定めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 大竹光一君。

総務課長（大竹光一君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 片品村行政不服審査法関係手数料条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 片品村行政不服審査法関係手数料条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 片品村情報公開条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第6、議案第3号 片品村情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第3号 片品村情報公開条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴い、片品村情報公開条例の一部改正をお願いするものでございます。

目次中の「不服申し立て」を「審査請求」に改め、第13条中の「第16条」とあるものを「第16条の2」に改めるものでございます。

次に、第16条、第17条及び第18条につきましては、「不服申し立て」を「審査請求」に改めるとともに、それに伴う文言及び条ずれ等を改めるものでございます。

また、「第16条」を「第16条の2」に改め、第16条の2第3項に審査会への諮問に答弁書の添付を義務づけるものでございます。

なお、16条につきましては、審理委員による手続の適用除外を定めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) これで討論を終わります。

これから、議案第3号 片品村情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 片品村情報公開条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 片品村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議長(星野千里君) 日程第7、議案第4号 片品村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第4号 片品村個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴い、片品村個人情報保護条例の一部改正をお願いするものでございます。

目次中の「不服申し立て」を「審査請求」に改め、第19条中の「第32条」とあるも

のを「第32条の2」に改めるものでございます。

次に、第32条、第33条及び第34条につきましては、「不服申し立て」を「審査請求」に改めるとともに、それに伴う文言及び条ずれ等を改め、第32条第2項に審査会への諮問に答弁書の添付の義務づけを定め、「第32条」を「第32条の2」に改めるものでございます。

なお、第32条につきましては、審理委員による手続の適用除外を定めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 片品村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第8、議案第5号 片品村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第5号 片品村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴い、片品村特定個人情報保護条例の一部改正をお願いするものでございます。

目次中の「不服申し立て」を「審査請求」に改め、第20条中の「第36条」とあるものを「第36条の2」に改めるものでございます。

次に、第36条、第37条及び第38条につきましては「不服申し立て」を「審査請求」に改めるとともに、それに伴う文言及び条ずれ等を改め、第36条第2項に審査会への諮問に答弁書の添付の義務づけを定め、「第36条」を「第36条の2」に改めるものでございます。

なお、第36条につきましては、審理委員による手続の適用除外を定めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 片品村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議長(星野千里君) 日程第9、議案第6号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第6号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴い、片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第3条中に職員の退職管理の状況、職員の休業に関する状況、職員の人事評価の状況を追加し、勤務評定を削除するものでございます。

また、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行により、不服申し立て、異議申し立てが審査請求に一本化されたことに伴い、第5条中の「不服申し立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野千里君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 片品村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第10、議案第7号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第7号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条の3から第1条の5につきましては、降給の種類、降格の事由、降号の事由を定めるものでございます。

第2条につきましては、降給の手續について追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について

議長（星野千里君） 日程第11、議案第8号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第8号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条につきましては、条ずれを改めるものでございます。

第8条の2につきましては、第1項第2号中の「小学校に」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」に改めるものでございます。

附則につきましては、第1条は、施行期日を定めるもので、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

第2条は、経過措置を定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第8号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第12、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法の全部を改正する法律の中で、選任を義務づけられている審査会委員と専門委員の報酬日額を8,000円に定め、別表に加えるをお願いをするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(星野千里君) 日程第13、議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて村議会議員の期末手当の増額をするため、関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、平成27年12月に支給する期末手当の支給率を100分の212.5から100分の222.5に改めるものでございます。

第2条は、平成28年度に支給する期末手当について、6月の支給率を100分の197.5から100分の202.5に、12月の支給率を100分の212.5から100分の217.5に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野千里君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) これで討論を終わります。

これから、議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長(星野千里君) 日程第14、議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて特別職の職員で常勤のものの期末手当の増額をするための関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、平成27年12月に支給する期末手当の支給率を100分の212.5から100分の222.5に改めるものでございます。

第2条は、平成28年度に支給する6月の支給率100分の197.5から100分の202.5に、12月の支給率を100分の212.5から100分の217.5に改め

るものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第15、議案第12号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第12号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告、地方公務員の給与制度の総合的見直し並びに地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、片品村職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正内容は、職員の給与表等の改定に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 大竹光一君。

総務課長（大竹光一君） はい、総務課長。

(詳細説明)

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第12号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例
について

議長（星野千里君） 日程第16、議案第13号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第13号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、根拠となる地方公務員法の一部を改正する法律に条ずれが生じたため、片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第13号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 片品村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議長(星野千里君) 日程第17、議案第14号 片品村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第14号 片品村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法の改正に伴い、片品村固定資産評価審査委員会条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野千里君) なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 金子賢司君。

住民課長(金子賢司君) はい、住民課長。

(詳細説明)

議長(星野千里君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第14号 片品村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 片品村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第18、議案第15号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第15号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定及び行政不服審査法の改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、個人番号に関する規定を追加するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。
保健福祉課長 萩原明富君。

保健福祉課長（萩原明富君） はい、保健福祉課長。
（詳細説明）

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。
これから、議案第15号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第15号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第19、議案第16号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第16号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、指定認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 萩原明富君。

保健福祉課長（萩原明富君） はい、保健福祉課長。

(詳細説明)

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第16号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長(星野千里君) 日程第20、議案第17号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第17号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、指定介護予防認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野千里君) なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 萩原明富君。

保健福祉課長(萩原明富君) はい、保健福祉課長。

(詳細説明)

議長(星野千里君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) これで討論を終わります。

これから、議案第17号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長(星野千里君) 暫時休憩いたします。

11時20分に再開いたします。

午前11時10分

午前11時20分

議長(星野千里君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第21 議案第18号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長(星野千里君) 日程第21、議案第18号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第18号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、関係する法令等の改正に合わせ、条例の一部を改正するもの及び利用者の返済負担の対策として、融資の借り換え継続と融資期間の延長を可能とするもの並びに群馬県信用保証協会との契約変更のため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては副村長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

副村長 木下浩美君。

副村長（木下浩美君） はい、副村長。

（詳細説明）

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第18号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第19号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第22、議案第19号 片品村消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第19号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、消防組織法の規定に合わせ消防団長の任命について、消防団の推薦に基づくことを加え、合わせて字句の訂正を行うための一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第19号 片品村消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 片品村消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第20号 第4次片品村総合計画の策定について

議長(星野千里君) 日程第23、議案第20号 第4次片品村総合計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第20号 第4次片品村総合計画の策定について提案の説明を申し上げます。

片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例により、片品村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想「第4次片品村総合計画」を策定したので、議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては副村長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長(星野千里君) なお、詳細な説明を求めます。

副村長 木下浩美君。

副村長(木下浩美君) はい、副村長。

(詳細説明)

議長(星野千里君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) これで討論を終わります。

これから、議案第20号 第4次片品村総合計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 第4次片品村総合計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第21号 片品村過疎地域自立促進計画の策定について

議長(星野千里君) 日程第24、議案第21号 片品村過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第21号 片品村過疎地域自立促進計画の策定について提案の説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法によって定めることができる自立促進計画を策定するため、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては副村長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長(星野千里君) なお、詳細な説明を求めます。

副村長 木下浩美君。

副村長(木下浩美君) はい、副村長。

(詳細説明)

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。
これから、議案第21号 片品村過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第21号 片品村過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第22号 村道路線の廃止について

議長（星野千里君） 日程第25、議案第22号 村道路線の廃止についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造君。
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。
議案第22号 村道路線の廃止について提案の説明を申し上げます。
平成28年度計画の片品中学校校舎改築に伴い、校内にある村道8060号線について、学校用地として管理したいので路線廃止をお願いするものでございます。
なお、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

教育委員会事務局長 佐藤八郎君。

教育委員会事務局長（佐藤八郎君） はい、教育委員会事務局長。

（詳細説明）

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第22号 村道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 村道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第23号 指定管理者の指定について

日程第27 議案第24号 指定管理者の指定について

日程第28 議案第25号 指定管理者の指定について

日程第29 議案第26号 指定管理者の指定について

日程第30 議案第27号 指定管理者の指定について

日程第31 議案第28号 指定管理者の指定について

議長（星野千里君） 日程第26、議案第23号 指定管理者の指定についてから日程第

31、議案第28号 指定管理者の指定についてまでの以上6件を一括議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第23号から議案第28号 指定管理者の指定について、議案第23号から議案第28号まで一括して提案の説明を申し上げます。

議案第23号、片品村住民センター及び尾瀬大橋公園についてですが、鎌田区を指定管理者としてお願いしているところ、3月末で期間満了となるため、引き続き平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、鎌田区に指定管理者の指定をお願いするものでございます。

議案第24号、片品村並木運動広場、片品村戸倉地区公園、片品村尾瀬ぷらり館及び戸倉運動広場についてですが、第7区を指定管理者としてお願いしているところ、3月末で期間満了となるため、引き続き平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間、第7区に指定管理者の指定をお願いするものでございます。

議案第25号、片品村宮武尊牧場観光施設についてですが、武尊山観光開発株式会社を指定管理者としてお願いしているところ、3月末で期間満了となるため、同社を指定管理者の指定候補者として協議を進めてまいりました。武尊山観光株式会社につきましては、本施設のほかにスノーパル・オグナほたか、武尊牧場スキー場、宝台樹スキー場など公営観光施設の運営実績があり、地元地域からの信頼もあることから、引き続き平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間、指定管理者の指定をお願いするものでございます。

議案第26号、花の駅・片品についてですが、片品村振興公社株式会社を指定管理者としてお願いしているところ、3月末で期間満了となるため、引き続き平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、片品村振興公社株式会社に指定管理者の指定をお願いするものでございます。

議案第27号、片品村老人憩いの家についてですが、第4区を指定管理者としてお願いしているところ、3月末で期間満了となるため、引き続き平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、第4区に指定管理者の指定をお願いするものでございます。

議案第28号、寄居山温泉センターについてですが、片品村振興公社株式会社を指定管理者としてお願いしているところ、3月末で期間満了となるため、引き続き平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、片品村振興公社株式会社に指定管理者の指定をお願いするものでございます。

以上、6議案について一括して説明をさせていただきましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、議案第23号 指定管理者の指定について討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。
これから、議案第23号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第23号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
これから、議案第24号 指定管理者の指定について討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。
これから、議案第24号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第24号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

た。

これから、議案第25号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) これで討論を終わります。

これから、議案第25号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) これで討論を終わります。

これから、議案第26号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。
これから、議案第27号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第27号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
これから、議案第28号 指定管理者の指定について討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。
これから、議案第28号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第28号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第32 報告第1号 専決処分の報告について

議長（星野千里君） 日程第32、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。
村長 千明金造君。
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

報告第1号 工事請負契約変更契約専決処分報告について説明を申し上げます。

この報告につきましては、片品村立片品小学校改築工事に係る変更請負契約について専決処分したことにより、報告するものでございます。

なお、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

教育委員会事務局長 佐藤八郎君

教育委員会事務局長（佐藤八郎君） はい、教育委員会事務局長。

（詳細説明）

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第33 報告第2号 専決処分の報告について

議長（星野千里君） 日程第33、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

報告第2号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

この報告につきましては、地方税法の改正に伴い、片品村税条例の一部を改正する条例を専決処分したことにより、報告するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 金子賢司君。

住民課長（金子賢司君） はい、住民課長。
（詳細説明）

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
以上で報告を終わります。

日程第34 報告第3号 専決処分の報告について

議長（星野千里君） 日程第34、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。
村長 千明金造君。
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。
報告第3号 専決処分の報告について説明を申し上げます。
この報告につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体に群馬県東部水道企業団を加えるため、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について専決処分したことにより、報告するものでございます。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
以上で報告を終わります。

日程第35 同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について

議長（星野千里君） 日程第35、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを

議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について提案の説明を申し上げます。

片品村教育委員会委員、星美弥子氏から辞任の申し出があったため、その後任として萩原千春さんをお願いするものでございます。

萩原千春さんは、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると思いますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、同じ年度内に複数の委員が重複しないように地方教育行政法の特例措置にのっとり、前任者の残任期間ではなく4年間に定めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議長(星野千里君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) これで討論を終わります。

これから、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野千里君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

-
- 日程第36 議案第29号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
日程第37 議案第30号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第38 議案第31号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第39 議案第32号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第40 議案第33号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第41 議案第34号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について
日程第42 議案第35号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議長（星野千里君） 日程第36、議案第29号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第4号）についてから日程第42、議案第35号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第29号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第4号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,484万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,984万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金の減額、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、寄附金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、議会費、民生費、労働費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費、諸支出の減額、総務費、衛生費、商工費の増額であります。

補正内容につきましては、地方創生加速化交付金事業費の計上、財政調整基金の積み立て、観光施設特別会計補助金の減額及び事業の完了と補助金等の額の確定による減額調整であります。

繰越明許費につきましては、自治体情報セキュリティ強化対策事業、地方創生加速化交付金事業、村道鎌田・東小川線、学校橋橋梁長寿命化修繕工事、学校橋橋梁長寿命化修繕

工事設計監理業務委託でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第30号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,984万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,787万6,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金等の減額、療養給付費交付金、繰入金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、後期高齢者支援金等の減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第31号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,160万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料の減額、負担金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、建設改良費の減額、維持管理費等の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第32号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入につきましては、155万6,000円の増額ではありますが、一般会計からの補助金800万円の減額となり、総額1億1,424万2,000円とするものであります。

収益的支出につきましては、1億4,572万5,000円を増額し、総額2億5,832万6,000円とするものであります。

なお、スノーパル・オグナほたかスキー場の第3クワッドリフトを撤去したことに生じる固定資産の減価償却費の償却残1億5,233万円を特別損失として計上しております。

資本的収入及び資本的支出につきましては、計上ありません。

なお、詳細につきましては副村長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第33号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第4号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,911万3,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,188万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金及び支払基金交付金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第34号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,493万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料の減額であります。

歳出につきましては、建設費で事業委託料の減額、施設費、建設費で維持管理に必要な修繕費等の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第35号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ331万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,662万6,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野千里君） 議案第29号から議案第35号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第43 議案第36号 平成28年度片品村一般会計予算について

日程第44 議案第37号 平成28年度片品村国民健康保険特別会計予算について

日程第45 議案第38号 平成28年度片品村簡易水道事業特別会計予算について

日程第46 議案第39号 平成28年度片品村営観光施設事業特別会計予算について

日程第47 議案第40号 平成28年度片品村介護保険特別会計予算について

日程第48 議案第41号 平成28年度片品村下水道事業等特別会計予算について

日程第49 議案第42号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（星野千里君） 日程第43、議案第36号 平成28年度片品村一般会計予算についてから日程第49、議案第42号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第36号 平成28年度片品村一般会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,000万円にお願いするものでございます。前年度の当初予算と比較すると1,200万円、0.3%の減額であります。

主要事業につきましては、自主・自立のむらづくりのために第4次総合計画並びにむら・ひと・しごと創生総合戦略を推進するための事業に取り組むとともに、村の自主財源である固定資産税の課税資料となる家屋図等を活用するための環境整備などを行います。

保健福祉関係においては、誰もが安心して暮らせるために医療、福祉の充実を推進するとともに、児童館の建設と子育て支援の充実を図ります。

教育・文化においては、統合となる小学校の円滑な運営、片品中学校の建設事業の開始、スクールバスの安全運行、小中一貫教育の研究の端緒を開くなど、豊かな心を育むための事業に取り組めます。

環境・安全面においては、快適で安全な生活のために生活道路網の保全整備や、老朽化した施設の長寿命化対策、消防施設・防災体制の整備を図ります。

観光と産業においては、将来も輝き、活気ある村づくりのために村中心地における交流連携拠点整備を推進し、地域おこし協力隊員制度を活用した取り組みなどを推進し、若者の雇用創出を図ります。

有害鳥獣対策として、引き続き防護柵の設置と電柵の貸与等を実施し、近代化農業推進のためのパイプハウス導入補助などの支援を実施するほか、ぐんま緑の県民税で森林整備を支援いたします。

重点施策といたしまして、むら・ひと・しごと創生総合戦略の推進、児童館の建設と子育て支援の充実、スクールバスの安全な運行、片品中学校の建設事業の開始、生活道路網の保全整備と老朽化した橋梁の長寿命化対策の実施、村中心地活性化に資する交流連携拠点の整備の推進を図ります。

限られた予算の中ではありますが、要望をいただきながらなかなか着手できなかった各地区からの要望事項にも配慮をさせていただき、これからも常に行財政改革を推進し、健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第37号 平成28年度片品村国民健康保険特別会計予算について提案の説明を申

上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,071万9,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金であります。

歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第38号 平成28年度片品村簡易水道事業特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,310万円にお願いするものでございます。前年対比で90万円、1.1%の増額であります。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料、繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、施設費、公債費であります。

主な事業につきましては、水道本管の布設替え、老朽化等に伴う維持修繕、維持管理費等であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第39号 平成28年度片品村営観光施設事業特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

収益的収入は1億593万円、収益的支出は9,574万3,000円、資本的収入は計上せず、資本的支出は4,330万6,000円でございます。

なお、一般会計補助金は8,520万円を予定しており、3条予算に全額の8,520万円を計上し、4条予算には計上しておりません。

収益的収入の事業収益においては、施設運営が全て指定管理者によるものであるため、昨年度に引き続き計上はしておりません。

営業外収益につきましては1億592万8,000円で、そのうち一般会計補助金が8,520万円、その他、オグナほたか、武尊牧場観光施設の使用料等であります。

収益的支出の事業費につきましては、営業費用が9,163万円で、主なものは施設管理費と減価償却費であります。

営業外費用につきましては411万1,000円で、主なものは長期借入金等の利子及び消費税であります。

資本的収入につきましては、今年度は計上しておりません。

資本的支出につきましては4,330万6,000円であり、スキー場施設企業債償還金及び長期借入金の償還金であります。

なお、詳細につきましては副村長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ

申し上げます。

議案第40号 平成28年度片品村介護保険特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,878万4,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、介護保険料、分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金等であります。

歳出につきましては、総務費、保険給付費、基金積立金、地域支援事業費、予備費等があります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第41号 平成28年度片品村下水道事業等特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,152万9,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰入金、使用料及び手数料、分担金及び負担金であります。

歳出につきましては、総務費、施設費、建設費、公債費であります。

主な事業につきましては、下水道本管等の修繕、処理施設の維持管理等であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第42号 平成28年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,696万7,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、受託事業収入であります。

歳出につきましては、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） 議案第36号から議案第42号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（星野千里君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後12時09分 散会